

2023年度税制改正大綱が2022年12月23日に閣議決定されました。

10月から開始される消費税の「インボイス制度」は、その円滑な実施へ向けて、免税事業者がインボイス発行事業者となった場合の税負担や、事業者の事務負担を軽減する内容が盛り込まれました。また、2024年から開始される「電子帳簿保存法」における電子取引のデータ保存義務化では、保存要件が大幅に緩和されています。

今回は、多くの事業者に影響のあるインボイス制度と電子帳簿保存法の改正内容について解説します。

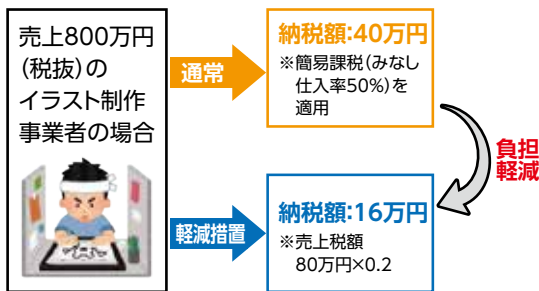
誌上相談室 Q & A

【テーマ】

2023年度税制改正のポイント 【インボイス制度、 電子帳簿保存法】



図1. 軽減措置適用前後の消費税納税額の比較

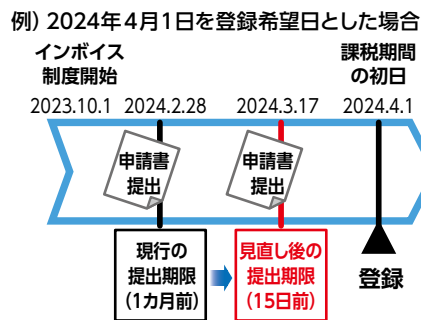


(引用) 日本商工会議所作成「令和5年度 税制改正のポイント」

1. 消費税インボイス制度の負担軽減措置
インボイス(適確請求書)とは、現行の区分記載請求書に、インボイス番号、消費税額および消費税額の記載を追加した書類やデータです。インボイス制度とは、買い手(課税事業者)の求めに応じて、売り手であるインボイス発行事業者はインボイスを交付・保存する必要がある、買い手は仕入税額控除のために交付されたインボイスの保存が必要となる制度です。インボイス発行事業者となるためには、事前の登録申請が必要で、課税事業者のみ登録が受けられます。

① 税負担の軽減
免税事業者がインボイス発行事業者となる場合、消費税の納税が新たに生じることとなります。そこで、2023年10月1日から2026年9月30日までの3年間に限り、消費税納税額を売上税額の2割に軽減する措置が設けられます(図1参照)。この手続きのための事前届け出は不要です。

図2. 見直し後のインボイス発行事業者への登録スケジュール(2023年10月以降)



(引用) 日本商工会議所作成「令和5年度 税制改正のポイント」

② 事務負担の軽減
インボイス制度では、少額な取引であっても、消費税額の正確な判定のためにインボイスの保存が必要です。今回の改正により、前々年の課税売上高が1億円以下である事業者は、1万円未満の課税仕入れについて6年間はインボイスの保存を不要とし、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能となります。また、買い手側により差し引かれた振込手数料などの1万円未満の少額な値引き等については、事業者の事務負担に配慮して、売り手側の返還インボイスの交付が不要とされます。

③ 登録申請期限の延長
2023年10月1日からインボイス発行事業者となるためには、2023年3月末までに登録申請をする必要がありますが、今回の改正では4月以降の申請でも可能となります。

また、10月1日より後にインボイス発行事業者となる場合の登録申請期限が、現行の「1カ月前まで」から「15日前まで」となるなど、登録申請手続きが柔軟化されます。



佐藤 晴美氏
税理士

当所エキスパート・バンク登録専門家
佐藤晴美税理士事務所
(宮城野区五輪)

【回答】

システム対応が間に合わなかったとして税務署長が認め、かつ、税務職員からの求めに応じ、電子取引データを提出できることに加えて、出力した書面の提示・提出ができる場合、保存要件を問わずに従前の方法でデータ保存ができることとされます。この改正により、多くの中小企業が対応しやすくなります。

事業者への猶予措置

システム対応が間に合わなかったとして税務署長が認め、かつ、税務職員からの求めに応じ、電子取引データを提出できることに加えて、出力した書面の提示・提出ができる事業者については、データ検索機能の確保要件が不要となります。

② システム対応が間に合わなかった事業者への猶予措置
システム対応が間に合わなかったとして税務署長が認め、かつ、税務職員からの求めに応じ、電子取引データを提出できることに加えて、出力した書面の提示・提出ができる事業者については、データ検索機能の確保要件が不要となります。

① データ検索機能の確保要件の緩和

電子取引データを税務職員からの求めに応じてデータで提出できるようにしていることを前提に、売上が5000万円以下の事業者や、出力した書面の提示・提出ができる事業者については、データ検索機能の確保要件が不要となります。

2. 電子取引のデータ保存義務化の要件緩和
領収書や請求書などをデータで送付・受領している場合、電子帳簿保存法の原則では、その電子取引データを日付や金額、取引先で検索できるように保存することが義務付けられます。この義務化は2024年から本格的にスタートしますが、中小企業においては、事務負担の増加が懸念されていました。今回の改正で、電子取引データ保存の要件が大幅に緩和されることとなります。